



福 福 総 第 5 3 7 号
2016年(平成28年)11月1日

社会福祉法人
福山市社会福祉協議会 会長 様

福山市長 枝廣直幹
(保健福祉局福祉部福祉総務課)



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

2016年(平成28年)11月1日から2021年(平成33年)10月31日まで